

条例施行規則：別表第1〔許可地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

| 広告物の種類 | | 区分 基準 | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|------------|-----------|-----------|--|---|--|---|
| | | | | | | |
| 広告板 | 野立 広告板 | 高さ | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下 | 地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下 | 地上から上端まで6m以下 |
| | | 表示面積 | 1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内 | 1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内 | 1面につき10㎡以内で、1件につき表裏各1面以内 | 1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内 |
| | | 道路からの後退距離 | 1m以上 | 1m以上かつ広告物の高さ以上 | 1m以上かつ広告物の高さ以上 | 後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。 |
| | | 広告物相互間の距離 | 30m以上 | 30m以上 | 30m以上 | |
| | | 色 彩 | 地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてロゴ・イタマークを表示することができる。 | | | |
| | | 基数及び共架数 | 1基につき縦に5件まで共架することができる。 | 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6㎡以内とする。 | 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20㎡以内とする。 | 1 前面道路(事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。)につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40㎡以内とする。 |
| | | 特殊装置 | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | |
| 敷地内 広告板 | | 高さ | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで6m以下 | 地上から上端まで6m以下 | 地上から上端まで12m以下 |
| | | 表示面積 | 1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき20㎡以内かつ表裏各1面以内 |
| | | 道路からの後退距離 | 1m以上 | 1m以上 | 1m以上 | 後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。 |
| | | 基数 | 敷地につき1基 | 敷地につき1基 | 敷地につき1基 | 敷地につき2基又は前面道路につき1基 |
| | | 特殊装置 | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | | |
| 屋上 広告板 | | 高さ | 1m以下 | 1m以下 | 3m以下 | 3m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6m |
| | | 表示面積 | 1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき15㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき60㎡以内かつ表裏各1面以内 |
| | | 位 置 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 |
| | | 基 数 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。 | 1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。 | 1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。 |
| | | 特殊装置 | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | |

| 広告物の種類 | 区分 | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|--------|------|--|--|--|--|
| | 基準 | | | | |
| 壁面広告物 | 高さ | 広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。 | 広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。 | 広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。 | 広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ただし、ワポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地帯をいう。以下同じ。)における広告物にあつては高さの制限はない。 |
| | 表示面積 | 1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。ただし、ワポイントマークを表示する場合には、建築物につき2㎡以内とする。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内 | 1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内 | 1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)当たり10㎡以内。ただし、1建築壁面につき10㎡以内とする。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内 | 1 商工業地域等以外の区域における広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面当たり20㎡以内。ただし、1建築壁面につき20㎡以内とする。 2 商工業地域等における広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積未満のときは、20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積)以内。ただし、1建築壁面につき当該建築壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20㎡未満のときは、20㎡)以内とする。 3 ワポイントマークにあつては、建築物につき3㎡以内 |
| | 位置 | 開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。 | 開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。 | 開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。 | 開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。 |

| 広告物の種類 | | 区分 | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|--------|-----------|-----------|--|---|--|--|
| | | 基準 | | | | |
| 壁面広告物 | | 基数 | 1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1 基 2 ワポ イトマークにあつては1 建築壁面につき1 基 | 1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1 基 2 ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1 基 | ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1 基 | ワポ イトマークにあつては1 建築壁面につき1 基 |
| | | 特殊装置 | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | | |
| 広告塔 | 野立 広告塔 | 高さ | 地上から上端まで3 m以下 | 地上から上端まで3 m以下かつ道路からの後退距離以下 | 地上から上端まで6 m以下かつ道路からの後退距離以下 | 地上から上端まで9 m以下 |
| | | 表示面積 | 1 面につき3 m ² 以内かつ合計1 2 m ² 以内 | 1 面につき3 m ² 以内かつ合計1 2 m ² 以内 | 1 面につき1 0 m ² 以内かつ合計4 0 m ² 以内 | 1 面につき2 0 m ² 以内かつ合計8 0 m ² 以内 |
| | | 形状・幅 | 1 面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1. 5 m以内 | 1 面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1. 5 m以内 | 1 面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2. 5 m以内 | 1 面の幅は2. 5 m以内かつ最大投影幅は3. 5 m以内 |
| | | 道路からの後退距離 | 1 m以上 | 1 m以上かつ広告物の高さ以上 | 1 m以上かつ広告物の高さ以上 | 後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。 |
| | | 広告物相互間の距離 | 3 0 m以上 | 3 0 m以上 | 3 0 m以上 | |
| | | 色 彩 | 地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1 面につき表示面の1 / 5 の範囲内においてワポ イトマークを表示することができる。 | | | |
| | | 基数 | | | | 前面道路につき1 基 |
| | | 特殊装置 | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | 光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの | |

| 広告物の種類 | | 区分 | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|-------------|------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|------------------------------------|
| | | 基準 | | | | |
| 広告塔 | 敷地内 広告塔 | 高さ | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで6m以下 | 地上から上端まで6m以下 | 地上から上端まで12m以下 |
| | | 表示面積 | 1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内 | 1面につき10㎡以内かつ合計40㎡以内 | 1面につき10㎡以内かつ合計40㎡以内 | 1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内 |
| | | 形状・幅 | 1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内 | 1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内 | 1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内 | 1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内 |
| | | 後退距離 | 敷地境界から1m以上 | 敷地境界から1m以上 | 敷地境界から1m以上 | 後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。 |
| | | 基数 | 敷地につき1基 | 敷地につき1基 | 敷地につき1基 | 敷地につき1基 |
| | | 特殊装置 | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | | |
| | 屋上 広告塔 | 高さ | 1m以下 | 1m以下 | 3m以下 | 3m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6m |
| | | 表示面積 | 1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内 | 1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内 | 1面につき15㎡以内かつ合計60㎡以内 | 1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内 |
| | | 形状・幅 | 1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内 | 1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内 | 1面の幅は5m以内かつ最大投影幅は7m以内 | 1面の幅は10m以内かつ最大投影幅は14m以内 |
| | | 位置 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 | 建築物からはみ出さないこと。 |
| | | 基数 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。 | 建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。 |
| | | 特殊装置 | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | |
| 壁面突出 広告物 | 高さ | 地上から上端まで6m以下かつ軒高以下 | 地上から上端まで6m以下かつ軒高以下 | 地上から上端まで6m以下かつ軒高以下 | 1 地上から上端まで12m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5m以上、歩道上にあっては2.5m以上 | |
| | 表示面積 | 1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内 | 1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内 | 1面につき5㎡以内かつ合計10㎡以内 | 1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内 | |
| | 出幅 | 建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。 | 建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。 | 建築壁面から1.5m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。 | 建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内 | |
| | 基数 | 有効壁面につき1基 | 有効壁面につき1基 | 有効壁面につき1基 | 有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又設置する場合にあっては基数の制限はない。 | |
| 置看板 | 高さ | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | |
| | 表示面積 | 1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内 | |
| | 位置 | 道路へ突き出さないこと。 | 道路へ突き出さないこと。 | 道路へ突き出さないこと。 | 道路へ突き出さないこと。 | |
| | 基数 | 敷地につき2基 | 敷地につき2基 | 敷地につき2基 | 敷地につき2基 | |
| | 特殊装置 | 光源の点滅を伴わないもの | 光源の点滅を伴わないもの | | | |

| 広告物の種類 | 区分 | | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|---|-----------|------|---|---|---|---|
| | 基準 | | | | | |
| のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共の団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く） | 高さ | | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 |
| | 表示面積 | | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 |
| | 表示期間 | | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 |
| | 位置、間隔及び基数 | | 1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本 | 1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本 | 1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 | 1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 |
| のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共の団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限り） | 高さ | | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 | 地上から上端まで3m以下 |
| | 表示面積 | | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 | 1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内 |
| | 表示期間 | | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 | 1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注 |
| | 位置、間隔及び基数 | | 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 | 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 | 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 | 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上 |
| はり紙 | 表示面積 | | 1面につき1㎡以内 | 1面につき1㎡以内 | 1面につき1㎡以内 | 1面につき1㎡以内 |
| | 表示期間 | | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 |
| はり札 | 表示面積 | | 1面につき0.2㎡以内 | 1面につき0.2㎡以内 | 1面につき0.2㎡以内 | 1面につき0.2㎡以内 |
| | 表示期間 | | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 |
| 立看板 | 表示面積 | | 1㎡未満 | 1㎡未満 | 1㎡未満 | 1㎡未満 |
| | 表示期間 | | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 |
| | 設置方法 | | 建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。 | 建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。 | 建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。 | 建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。 |
| | | | | | | |
| 広告幕 | 懸垂幕 | 長さ | 1.5m以下 | 1.5m以下 | 1.5m以下 | 1.5m以下 |
| | | 幅 | 1.4m以下 | 1.4m以下 | 1.4m以下 | 1.4m以下 |
| | 横断幕 | 高さ | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上 |
| | | 設置場所 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。 |
| 電柱、街灯柱等を利用する広告物 | 巻付広告 | 高さ | 地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下 | 地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下 | 地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下 | 地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下 |
| | | 表示面積 | 1㎡以内 | 1㎡以内 | 1㎡以内 | 1㎡以内 |
| | 袖看板 | 高さ | 地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上 |
| | | 規格 | 縦1.2m以下かつ横0.5m以下 | 縦1.2m以下かつ横0.5m以下 | 縦1.2m以下かつ横0.5m以下 | 縦1.2m以下かつ横0.5m以下 |

| 広告物の種類 | 区分 | | 自然保全型地域 | 自然保全型沿線地域 | 田園調和型地域 | 市街地形成型地域 |
|-------------------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| | 基準 | | | | | |
| 車両に表示される 鉄道車両及び路線バス 広告物 | 位置 | 左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。） | 左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。） | 左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。） | 左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。） | |
| | | 表示方法 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 |
| | 大型の車両（鉄道車両及び路線バスを除く。） | 規格 | 左右側面部にあっては5㎡以内、後部にあっては1㎡以内 | 左右側面部にあっては5㎡以内、後部にあっては1㎡以内 | 左右側面部にあっては5㎡以内、後部にあっては1㎡以内 | 左右側面部にあっては5㎡以内、後部にあっては1㎡以内 |
| | | 数量 | 左右側面部及び後部に各1件以内 | 左右側面部及び後部に各1件以内 | 左右側面部及び後部に各1件以内 | 左右側面部及び後部に各1件以内 |
| | | 表示方法 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 |
| | 上記以外の車両 | 規格 | 0.5m以下かつ横1.4m以下 | 0.5m以下かつ横1.4m以下 | 0.5m以下かつ横1.4m以下 | 0.5m以下かつ横1.4m以下 |
| | | 数量 | 左右側面部に各1件以内 | 左右側面部に各1件以内 | 左右側面部に各1件以内 | 左右側面部に各1件以内 |
| | | 表示方法 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 | 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 |
| | アドバルーン | 規格 | 気球の直径にあっては3m以下、添架装置の綱にあっては長さ1.5m以下かつ1.5m以下、地上から気球までの長さにおいて4.5m以下 | 気球の直径にあっては3m以下、添架装置の綱にあっては長さ1.5m以下かつ1.5m以下、地上から気球までの長さにおいて4.5m以下 | 気球の直径にあっては3m以下、添架装置の綱にあっては長さ1.5m以下かつ1.5m以下、地上から気球までの長さにおいて4.5m以下 | 気球の直径にあっては3m以下、添架装置の綱にあっては長さ1.5m以下かつ1.5m以下、地上から気球までの長さにおいて4.5m以下 |
| 表示期間 | | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 | 1月以内 | |
| アーチ | 高さ | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所において5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所において5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所において5m以上 | 地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所において5m以上 | |
| | 設置場所 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所において、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所において、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所において、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。 | 1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所において、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。 | |
| サインポール | 高さ | 地上から下端まで4.5m以上 | 地上から下端まで4.5m以上 | 地上から下端まで4.5m以上 | 地上から下端まで4.5m以上 | |
| | 規格 | 縦、横それぞれ2m以下 | 縦、横それぞれ2m以下 | 縦、横それぞれ2m以下 | 縦、横それぞれ2m以下 | |
| アーケード 添加広告物 | 高さ | 地上から下端まで2.5m以上 | 地上から下端まで2.5m以上 | 地上から下端まで2.5m以上 | 地上から下端まで2.5m以上 | |
| | 規格 | 1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。 | 1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。 | 1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。 | 1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。 | |

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものは、3月以内